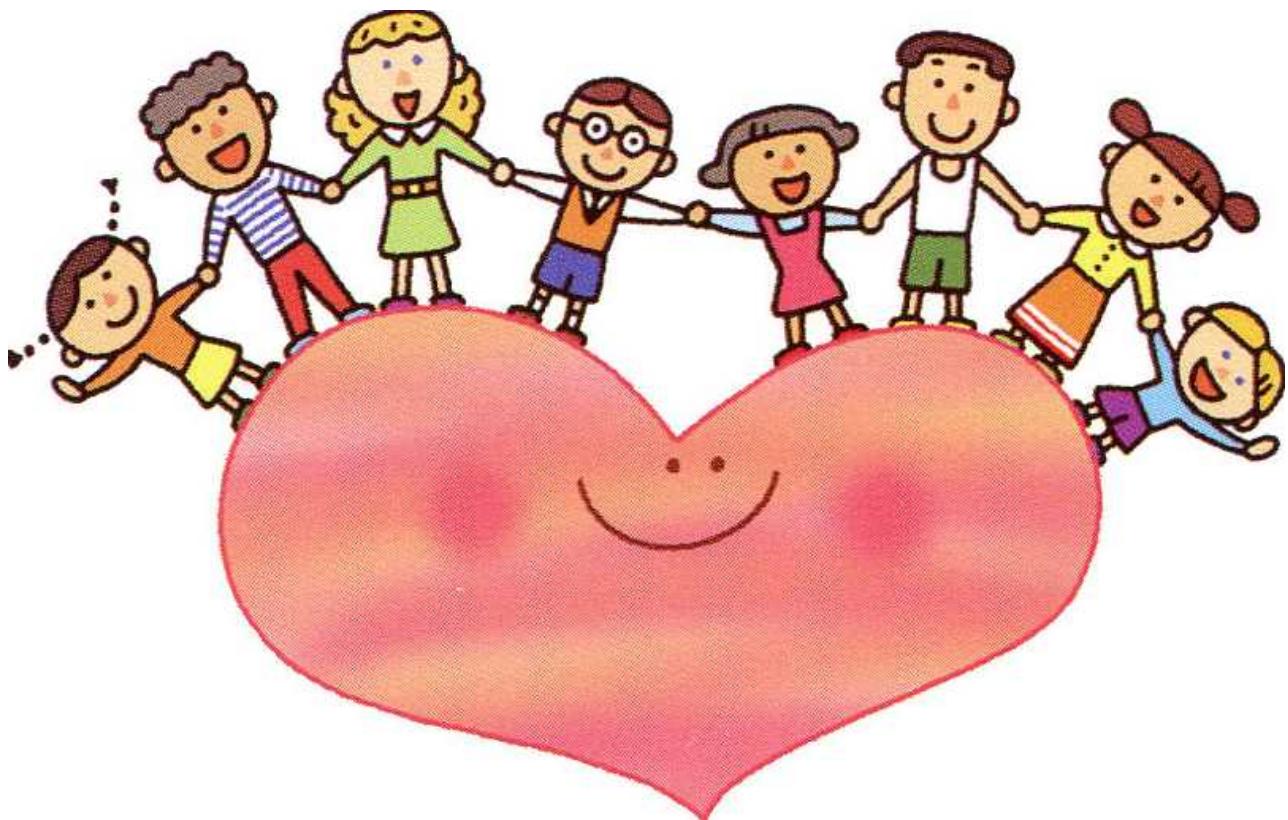


八代市立二見中学校  
「いじめ防止基本方針」



平成26年3月31日制定  
令和3年2月改定  
令和6年5月見直し

## 【 目 次 】

### 1 「いじめ防止基本方針」について

### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの理解
- (3) いじめの防止
- (4) いじめの早期発見
- (5) いじめへの対処
- (6) 地域や家庭との連携
- (7) 生徒会活動との連携
- (8) 関係機関との連携

### 3 本校におけるいじめ等の実態

- (1) いじめの認知件数
- (2) 不登校生徒数の推移
- (3) いじめ問題等の実態
- (4) 学校評価より

### 4 本校におけるいじめ防止のための取組

- (1) 「学校いじめ対策組織」いじめの防止等の対策のための組織
- (2) いじめの未然防止のための取組
- (3) いじめの早期発見のための取組
- (4) 学校いじめ防止プログラム（いじめの未然防止・早期発見のための年間計画）
- (5) いじめへの対処の流れ
- (6) 学校におけるいじめへの対処（留意点）
  - ア いじめの情報（第一報）の把握と情報の共有
  - イ 学校いじめ対策組織による事実確認のための役割分担
  - ウ 事実確認
  - エ 事実の把握と対策方針の決定
  - オ いじめの関係者への指導と関係修復
  - カ 経過観察
- (7) いじめの解消
- (8) いじめ防止等への取組への評価

### 5 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味
- (2) 重大事態の調査
- (3) 調査結果の提供及び報告
- (4) 重大事態への対処の流れ

## 1 「いじめ防止基本方針」について

八代市立二見中学校では、法第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

### ※いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行う。

また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して実施する。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- ・いじめられた生徒の立場に立って見極めること。
- ・本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行うこと。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目すること。
- ・インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。
- ・好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## (2) いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

また、いじめは、どの学校にも、どの子供にでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではない。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努めなくてはならない。

## (3) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうことから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の働きかけが必要である。いじめを生まない土壤をつくるために、全ての生徒を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせるよう関係者が一体となった継続的な取組が重要である。

特に、生徒には様々な背景（障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒等）がある生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校や社会の教育活動全体を通じ、全ての生徒に、「いじめ心（人をいじめたい心）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服する力」の育成を図り、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠である。

#### (4) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが求められる。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められる。

また、わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりをもち、生徒たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応する必要がある。

学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して生徒を見守る環境づくりを行うことが求められる。

#### (5) いじめへの対処について

いじめが認知された場合、学校はいじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、組織的な対応を行わなければならない。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。特に、寮生活を送っている生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて寮を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとする。

このため、教職員は日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をすることが必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめ

られた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

#### (6) 家庭や地域住民との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、「地域とともにあら学校」の視点から、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

##### 〈実践の方向性と本校での取組の概要〉

いじめ問題の取組の重要性について保護者はもちろん地域住民に認識を広め地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を推進する。地域全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。特に、保護者が子供の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題も含めた生徒の現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組むように努めることが必要である。

本市においては、現在、生徒のよりよい学びのために、学校が積極的に家庭・地域と連携して豊かな教育環境の創出を目指す「学校コミュニティースクール」づくりを教育活動の基盤に据えて進めている。この理念の下、学校が家庭・地域と一体となって地域ぐるみで生徒を育てる体制づくりを進めていく中で、いじめの防止等についても、対応を図っていくことが極めて重要である。

また、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、生徒が日頃から、異なる年齢を含めた他の生徒や大人と関わりを持つ機会を作ることも重要である。

- ・学校だよりでの啓発
- ・PTA 総会、役員会、二見校区青少年健全育成会議等での基本計画や取り組み状況の説明
- ・保護者への啓発のための講演会の実施

#### (7) 生徒会との連携について

- ・自他を認め合う組織計画、やらされることから自らする組織体への変貌を図る。そのための時間設定を年間計画に入れる。
- ・生徒会長を中心によりよい学校作りのための意見を公募し、企画立案し発表していく。

- ・コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実のため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、班活動や縦割り活動、小中連携等の他者と関わる機会や社会体験を積極的に取り入れる。
- ・子供たちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための工夫を教育活動に取り入れる。

#### (8) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療、福祉機関）との適切な連携を図る。  
〈実践の方向性と本校での取組の概要〉

警察や児童相談所等との適切な連携を図るために、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

○日奈久交番、児童民生委員との密な連携

### 3 本校におけるいじめ等の実態

#### (1) いじめの認知件数

	1年生		2年生		3年生	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
R 2年度	1	0	0	0	0	0
R 3年度	1	0	0	0	0	0
R 4年度	0	0	0	0	0	0
R 5年度	0	0	0	0	1	0

#### (2) 不登校生徒数の推移

	1年生		2年生		3年生		合計	発生率 不登校生÷全校生徒
	男子	女子	男子	女子	男子	女子		
R 2年度	0	0	0	0	0	0	0	0 %
R 3年度	0	0	0	0	0	0	0	0 %
R 4年度	0	0	0	0	0	0	0	0 %
R 5年度	0	0	0	0	0	0	0	0 %

#### (3) いじめ問題等の実態

R 2年度いじめ問題・・・悪口（1回） ⇒ いじめ解消

R 3年度いじめ問題・・・言いがかり、冷やかし ⇒ いじめ解消

R 5年度いじめ問題・・・ネット上の仲間はずし ⇒ いじめ解消

#### (4) 学校評価より

豊かな心の育成

##### 【具体的実践内容】

###### ① 道徳科の時間を要とした道徳的実践力の育成

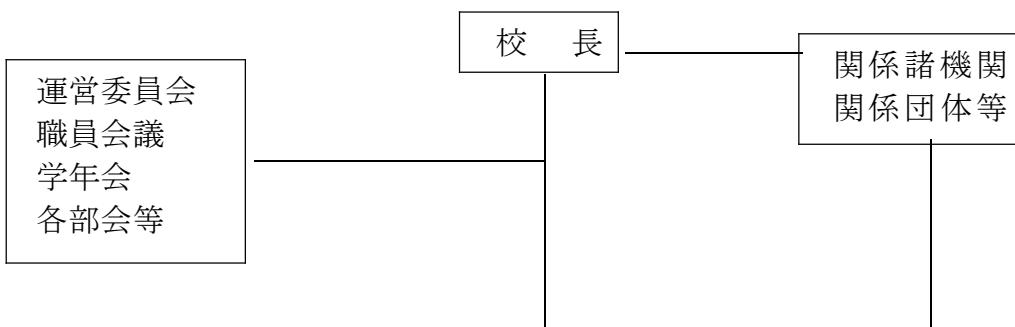
- ・「熊本の心」「つなぐ」等の活用を含めた年間指導計画に基づく授業実践
- ・道徳的価値の自覚を深める4つの視点（人間理解、価値理解、自己理解、自己発見・希望）に迫る発問を取り入れた授業の創造

###### ② 人権同和教育の推進

- ・教職員の人権意識の高揚と人権教育の日常指導
  - ・互いの（考えの）違いを認め、個性が生きる授業の創造
- ③ 心の居場所づくりの取組の推進
- ・居場所のある学級づくり、支持的風土のある学級づくり
  - ・生徒に寄り添い、一人一人の生徒を大切にした指導や対応
- ④ いじめや問題行動への対応
- ・「心のアンケート」及び教育相談の計画的な実施
- ⑤ 規範意識の高揚
- ・規範意識をはぐくむ指導の充実（学校生活のきまり）
- ⑥ ボランティア精神の醸成
- ・「気づき、考え、実行する」を目標に掲げた人に役立つ活動の推進

## 4 本校におけるいじめの防止等のための取組

### (1) 学校いじめ対策組織（いじめの防止等の対策にための組織）



#### 【学校いじめ対策組織】

##### ア 未然防止

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う

##### イ 早期発見・事案対処

(ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口とする

(イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う

(ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う

(エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

##### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

(ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う

(イ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する

(ウ) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

#### 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、人権教育主任、人権同和教育主担者、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等

※内、情報集約担当者を1人置く

可能な限り、S C、SSW、弁護士、医師、警察官経験者等の外部の専門家を加える

## (2) いじめの未然防止のための取組

二見中学校では、法第22条に則り、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織「学校いじめ対策組織」を設置する。

これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部の専門家等が参加しながら対応することにより、より実践的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、設置するものである。

また、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、本校職員、すべての保護者や生徒、地域住民などの参加をはかるためにも、職員会議、生徒集会、PTA 総会、二見校区青少年健全育成会議などの場で本校の取組を紹介し、協議、検証しながら、学校のみの対応でなく、家庭、地域ぐるみの防止のための組織としての活性化を図っていく。

### ～「自己有用感」「居場所づくり」「絆づくり」を柱に～

#### ア わかる授業(居場所づくり)

- ・校内研修とタイアップし、既成学習概念から脱却させ、授業観の再構築を図る。
- ・実態に即した理論研修を行い、学力向上を求めていく。

#### イ 道徳教育の充実（自己有用感を育てる）

- ・未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳科の授業を実践する。
- ・生徒の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

#### ウ 人権同和教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを理解させる。
- ・人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・学校教育の全領域で、ものごとに挑戦したり、相互に認められたりする場面を設定し、生徒の自己肯定感を高め、自尊感情を育む。
- ・「八代地域人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ」への参加

#### エ 生徒会活動の充実（自己有用感・絆づくり）

- ・縦の関係での上級生のリーダー性を向上させ、自ら作る学校・生徒会活動に向け、担当を中心に、起案作りの補助に回り、達成感を味わえる学校作りに努める。

#### オ 小中一貫・連携教育の取組（絆づくり）

- ・小中連絡会の定例化
- ・小中合同運動会の実施
- ・小中合同職場体験の実施

#### カ 体験活動の充実（自己有用感・絆づくり）

- ・福祉体験やボランティア体験、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教

育活動に取り入れる。

- ・小中での縦割り体制で相互の学び合い活動を推進する。休業中に町内活性化協議会がリーダーとなって自己有用感、達成観を味わわせる体験的行事を組む。

キ 校内研修の取組

- ・研究主任を中心に授業分析を行い、生徒に達成感や成就感を味わわせることができる「わかる授業」を実践していく。講師招聘授業により学力向上方法の探求及び、全員研究授業による実証確認を行っていく。

ク 生徒指導充実月間等の取組

- ・「心のきずなを深める集会」や標語作成等を通して未然防止に繋げる。
- ・ストレスの対処法の学習を学活等で行う。

ケ 「命を大切にする心」を育む指導プログラムの活用

- ・四月当初、年度内の指導プログラムを点検・再考し実践化を行う。

コ 情報モラル教育の充実

- ・授業における情報モラルに関する教育や警察、携帯電話会社等との連携のもと講演会を開くなどして啓発を心がける。

サ 保護者や地域との連携

- ・授業参観や保護者研修会の開催、オープンスクール、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(校内における日常活動)

- 朝の会や帰りの会を使った自分や友だちを認め合う活動
- 集会や行事のあとの感想交流
- 生徒会役員中心とした「挨拶運動」の取組
- 委員会活動、行事の時の縦割り班活動の充実

**(3) いじめの早期発見のための取組**

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する取組に徹する。

ア 2ヶ月に1回のアンケート等及び学期1回の教育相談の実施

- ・全生徒を対象とした教育相談を実施する。その際、事前にアンケートによる記述から問題把握を行い、カウンセリングに入る。

イ 校内相談窓口の整備と周知

- ・いじめを受けたり、見たり、聞いたりした生徒は、学級担任にこだわらず、伝えやすい先生にすぐ知らせるように日頃から指導する。

ウ 電話相談窓口・SOSの出し方等の周知

- ・相談窓口の紹介やSOSの出し方についての学習を集会や学活で行う。
- ・電話相談窓口の連絡先等を廊下に常時掲示する。

エ 特別支援教育の視点から

- ・交流学級や他学年との交流の充実に努め、自分から話しかけられるようにし、周囲から話しかけられたときの対応の仕方など発達段階に応じてよりよい対人関係が築けるようにする。

オ 日々の観察等

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、「子供がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけるとともに、学級担任・教科担任・部活動顧問等の連携を密にし、いじめの早期発見を図る。
- ・「克己ノート」の活用によって、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・情報の収集（学習時間、睡眠時間、悩み、人間関係など）を行う。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

カ 保護者・地域住民との連携

いじめ問題の取組の重要性について保護者はもちろん地域住民に認識を広め地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を推進する。地域全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。特に、保護者が子供の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題も含めた生徒の現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組むように努めることが必要である。

- ・PTA 総会、役員会、二見校区青少年健全育成会議等での基本計画や取り組み状況の説明
- ・保護者への啓発のための講演会の実施
- ・保護者・地域住民からの情報提供への迅速な対応と見届け  
(保護者アンケート「いじめのサイン発見シート」(家庭用) の実施)

(4) 学校いじめ防止プログラム（いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画）

	学校行事	道徳	人権同和学習	学級活動等
4月	入学式、始業式	1年「百年の生涯」 ～熊本の心～ 2年「旗」		
5月	小中合同運動会中体連	3年「余命0 命のメッセージ」	狭山に学ぶ (差別に負けない心)	心のきずなを深める標語作成 心のアンケート（簡略版）
6月		1年「バスと赤ちゃん」	水俣病学習	教育相談 心のきずなを深める授業
7月			「仲間になった」 ～みつめる～ 「光ば見つけました」	三者面談 心のアンケート（簡略版） 心のきずなを深める集会
8月			反戦平和学習 人権作品作成	
9月	職場体験 集団宿泊教室	2年「そこにいるだけでいい」		2学期の目標作り 心のアンケート
10月		1年「たとえ僕にあすはなくとも」 2年「小さな命」～つなぐ～	部落問題学習を通じた日常的人権意識の高揚推進	学習成果発表会に向けて 教育相談
11月	学習成果発表会		「ハンセン病学習」	
12月	修学旅行 持久走大会	3年「忘れられないご馳走」	八代地域人権子供集会・フェスティバル in やつしろ	心のアンケート 悩みとその解決 三者面談
1月		3年「優介の決意」	人権集会 「渋染一揆」 ～きずな～	異性への理解、新年の目標決意、 教育相談
2月	立志式	2年「ブラックジャック 二人の黒い医者」	生命尊重、性に関する学習	自分の適性・進路 心のアンケート（簡略版）
3月	卒業式	1年「捨て犬・未来」	人権に関する年間のふり返り	3年間を振り返って 目標総括

	総合的な学習の時間	生徒会活動	校内研修・評価	保護者や地域住民との連携
4月		学校人権宣言決定	生徒理解	
5月	職業調べ 上級学校調べ	小中合同運動会	人権教育レポート研修会	PTA 総会、研修会
6月	職業調べ 上級学校調べ 職場体験学習に向けて	生徒総会・議会	二見中校区小中合同 教育相談等総括会	
7月	上級学校説明会 職場体験学習に向けて		特別支援教育総括会 授業研究会	PTA 授業参観
8月	集団宿泊教室に向けて	市リーダー研	各種人権同和教育研修会への参加	再利用資源回収
9月	集団宿泊教室に向けて 二見の歴史を知る 職業体験 福祉施設体験学習		特別支援教育を通し た支持的風土の醸成	
10月	二見の歴史を知る 地域の方の生き方に学ぶ 学習成果発表会に向けて		2学期の人権学習特設授業の提案および検討 教育相談等総括会	風土フェスタ PTA 道徳科の授業参観
11月	学習成果発表会に向けて 修学旅行に向けて	学習成果発表会 人権子供集会への参加	Dブロック人権同和 教育授業研究会	
12月		人権集会 役員改選	校内授業研究会における人権教育の視点 検証 特別支援教育総括会	PTA 授業参観 保護者アンケート「いじめのサイン発見シート」 (家庭用) 耐寒遠足
1月	地域の方の生き方に学ぶ		性に関する学習指導 の事前研修(男女相互理解) 教育相談等総括会	資源回収
2月	立志式 地域の方の生き方に学ぶ		人権教育実践レポート読み合わせ会の実施	PTA 授業参観 立志式への参加
3月	未来を信じてはばたこう	3年生を送る会	年度末の生徒理解・ 指導の総括 特別支援教育総括会	

(5) いじめへの対処の流れ（学校いじめ対策組織を中心に）

## いじめへの対処の流れ

### ア いじめの情報（第一報）の把握と情報の共有

※情報集約担当、担任、学年主任、指導指導（担当）及び管理職等による情報共有



### イ 学校いじめ対策組織による事実確認のための役割分担

※管理職が招集、生徒指導主事（担当）がコーディネート



### ウ 事実確認

※記録の開始 市教委へ報告



### エ 事実の把握と対策方針の決定



### オ いじめの関係者への指導と関係修復

※いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、周囲の生徒、関係保護者への支援、指導



### カ 経過観察

※保護者への報告 市教委への報告

(6) 学校におけるいじめへの対処（留意点）

### ア いじめの情報（第一報）の把握と情報の共有

- ・情報集約担当者は、その情報をできるだけ早く確実に、担任→学年主任→生徒指導主事（担当）→管理職と伝え共有する。
- ・たとえ関わった生徒が「自分たちで解決する。」と言ったとしても、生徒に任せるようなことがあってはならない。

### イ 学校いじめ対策組織による事実確認のための役割分担

- ・学校いじめ対策組織を招集し、対策会議を開き、事実を確認するために役割分担

等を行う。

- ・管理職が対応チームの指揮をとる。
- ・可能な限り、外部の専門家等の協力を検討する。

#### ウ 事実確認

- ・調査した内容を所定の書式により記録を開始する。
- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒から聴き取った情報をもとに、いじめを行った生徒の聴き取りを行う。
- ・いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒が複数の場合は、複数の教師で同時に個別に聴き取り、状況を正確に把握する。いじめを行った生徒には、話を合わせる時間を与えないようとする。
- ・聴き取りは最優先で行う。「後で来なさい。」ではなくすぐに行う。
- ・対象生徒に最初に聴き取った職員が最後まで聴き取る。
- ・双方の話す内容において食い違うことが生じたら、その都度確認して事実を明らかにしていく。
- ・周囲の生徒、保護者、他の教師などからも情報を収集し、聴き取った内容の整合性を図る。
- ・いじめについて話すことをためらう生徒も多いため、聴き取った内容については、秘密を守り通すことを約束する。
- ・「何があったのか、なぜ起きたのか」ということを明確にする。
- ・事実確認と指導とは明確に区別する。
- ・生徒の心に配慮し、じっくりと丁寧に聴き取り、真相を明らかにしていく。
- ・必要に応じ、外部の心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の支援を得る。

#### エ 事実の把握と対策方針の決定

- ・それぞれが聴き取った内容を、学校の組織で確認し、事実を明らかにしてまとめる。
- ・あいまいなことは残さない。生じた疑問などは、生徒に再び聴く等して明らかにする。
- ・事実の内容に応じて、指導及び対処の方針を決定する。
- ・事実の内容を市教委へ報告する。
- ・必要に応じて、学校の組織の外部の心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の支援を得る。
- ・必要に応じて、学校支援委員会の派遣を要請する。

#### オ いじめの関係者への指導と関係修復

(いじめを受けた生徒への対応)

##### ○ 共感的な理解をする。

- ・いじめを受けた生徒と信頼関係ができている教師が中心になって対応する。
- ・いじめを受けた生徒の立場で、共感的な理解に努める。
- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒を最後まで守り通すという姿勢で対応する。

- ・いじめを受けた生徒の立場に立ち、冷静かつ受容的な姿勢で話を聴く。
- 生徒が安心して学校生活を送るための対応を行う。
  - ・場合によっては、別室登校（保健室等）を考えるなど、教職員全員の協力によって、問題の解決にあたる。
  - ・生徒が心に深い傷を負うなど、深刻な被害がある場合は、スクールカウンセラーをはじめ児童相談所など関係機関との連携を図る。
  - ・必要に応じて、学校支援委員会の派遣を要請し、支援を受ける。
  - ・いじめにかかわった生徒との人間関係の修復に努める。
- 長期的な支援を続ける。
  - ・諸活動における具体的な行動のとり方について相談するなど、長期的な支援を生徒に約束する。
  - ・問題が解決したように見えても解決していない場合やいじめが再発する場合もあるため、長期的に見守る。

#### (いじめを行った生徒への対応)

- 自分の行為を見つめ直させる。
  - ・いじめの意識の有無を確認する。
  - ・意識的にいじめを行った場合は、その非を指摘し、納得させる。
  - ・いじめの意識がない場合は、いじめを受けた相手の精神的な打撃の深刻さに気付かせ、人権を侵害する行為であることが認識できるようにする。
  - ・いかなる理由があっても、いじめは決して許される行為ではないことを理解させる。
- いじめを受けた生徒の気持ちを理解させる。
  - ・思いやりの心を大切にするような指導を通し、二度と同じことを繰り返させないようにする。
  - ・何が悪かったのかを認識し、本心から相手に謝罪することで、人間関係の修復に努めるよう指導する。
- あたたかい人間関係づくりの大切さを実感させる。
  - ・思いやりの心や規範意識の育成を目指し、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。
  - ・所属意識や自己有用感が高まるように、学級活動、生徒会活動、部活動、また校内外での諸活動等における具体的な行動の仕方について指導する。
- いじめに至った要因を探る。
  - ・「いじめないと自分がいじめられるからいじめる」という生徒もいる。必要に応じてカウンセリングを行い、いじめに至った要因を掘り下げて把握し、その後の指導に生かす。
- いじめを行った生徒の心のケアを行う。
  - ・いじめを行った生徒も、自責の念や周囲からの言葉により傷ついている場合もある。必要に応じカウンセリング等を行い心のケアを行う。
  - ・必要に応じて、学校支援委員会の派遣を要請する。

#### (周囲の生徒への対応)

- いじめを受けた生徒の苦しみを理解させる。

- ・いじめを受けた生徒の心の苦しみを理解させる。
- ・はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為は、いじめを行っていることと同じだということを理解させる。
- 再発防止に向けた指導を行う。
  - ・なぜ止められなかつたのか、なぜ見て見ぬふりをしてしまつたのか等、正義ある行動ができなかつたことを反省することができるよう指導する。
  - ・いじめの不当性を指摘し、いじめをやめさせ、教師に伝えることは正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
- 学年集会や全校集会を行う。(必要に応じて)
  - ・再発防止の観点から実施する。
  - ・実施に当たっては、当該の生徒や保護者の了解のもとで実施する。
  - ・いじめを受けた生徒といじめを行つた生徒の立場やプライバシーに十分配慮し、二次的な被害が起こらないようにする。

#### (保護者への対応)

##### いじめを受けた生徒の保護者への対応

- 誠意ある迅速な対応を心がける。
  - ・保護者の心情を十分に理解するとともに、学校の指導方針を説明し「生徒を守る」という姿勢のもとで信頼関係をつくる。
  - ・いじめを行つた生徒や、その他の周辺の生徒にどんな指導を行つたか、今後どのような指導を行うのかを伝え、生徒が安心して学校生活を送れるような体制をつくる。
- 再発防止に向けた話し合いを開催する。
  - ・いじめを受けた生徒や保護者の意向を尊重して、両者が話し合う場を設けるなどして再発防止に取り組む。
  - ・いじめの事実を保護者へ説明する場合は、生徒への聴き取りにより事実が確定してから行う。決してあいまいな部分を残さない。
  - ・話し合いは、可能な限り事実が判明した日に行う。
- 定期的な報告を行う。
  - ・いじめが表面上収まつても、定期的に学校生活の様子を保護者に伝え、協力を得る。

##### いじめを行つた生徒の保護者への対応

- 問題解決に向けた保護者との協力体制を整える。
  - ・生徒同士の関係修復のために、保護者や学校として何ができるのかを話し合うというスタンスで接する。
  - ・いじめを受けた生徒やその保護者の苦しみ、辛さ等の理解を図る。そして今後の指導方針を伝え再発防止に向けて協力を仰ぐ。
- 再発防止に向けた対応を行う。
  - ・生徒とともに保護者が問題解決していくように働きかける。
  - ・いじめを受けた生徒とその保護者への謝罪などについて話し合う。
  - ・いじめを行うに至つた要因や背景について家庭でじっくりと話し合う機会をもつもらう。

- ・必要に応じて、生徒や保護者に対しカウンセリングを実施することも可能であることを伝える。
- ・再発防止のための学校の指導方針を伝える。

#### **保護者を含めた「関係修復のための会」を設定する場合**

- 会場は、学校の校長室、相談室等を使用する。
- 学校からは、当該生徒の学級担任、当該生徒の学年主任、生徒指導主事（担当）、管理職等必要に応じて複数出席する。
- いじめの状況についての説明は、生徒の聴き取りからははっきりした事実のみ伝えあいまいな事は述べない。
- いじめを行った生徒の謝罪を設定する場合には、謝罪をする生徒が「何が悪かつたのか、何に対して謝罪をするのか」をはっきり認識させたうえで、会に参加させる。
- 生徒を中心とし、関係を修復し、今後の学校生活を有意義に過ごすために、生徒、学校、家庭が今後どうするべきか話し合う会とする。
- いじめを行った生徒やその保護者を叱責する会とはしない。
- 会の流れ（例）
  - ① いじめの状況説明
  - ② 保護者からの質問
  - ③ 生徒より（謝罪等）
  - ④ 保護者より
  - ⑤ 管理職より（まとめ）
  - ⑥ 学級担任等による個別面談

#### **保護者全体への対応**

- いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなどして、周囲の子供のみならず保護者全体への対応も行う。
- 保護者会を実施する際には、個人情報保護の立場から個人が特定されることのないように十分配慮する。
- 全体でいじめをなくすという意識をもつことを訴える。

#### **関係機関との連携**

- 教育委員会（学校支援委員会）との連携
  - ・いじめを認知した場合は、事実関係を速やかに所定の書式を行い、市教委に報告するとともに対応について協議する。また、事故・問題行動等の定例報告において報告する。
  - ・学校だけの対応では解決が不可能と思われる事態が発生した場合は「学校支援委員会」の派遣要請を行う。
  - ・指導を繰り返したにもかかわらず、いじめを行った生徒が、いじを執拗に繰り返す等学校の指導の限界を超える場合には、出席停止の措置を検討する。
- 警察等との連携
  - ・いじめがエスカレートし、暴行を受けて怪我をしたり、万引きを命令されたり金品を要求されるなど、行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協

議会の申合せ事項による相談基準に基づき警察に相談する。(いじめを行った生徒の出席停止を検討する。)

○ 医療機関との連携

- ・いじめ発生後、いじめに関係のある生徒が精神的なダメージを受けている場合は、必要に応じて医療機関との連携を図る。

○ 他の関係機関との連携

- ・生徒や保護者への支援が必要と判断した場合、県教委(SC・SSW)、児童相談所、八代市こども未来課等との連携を図る。

**【関係機関との連携を必要とする状況】**

	市教育委員会	教育サポートセンター	学校支援委員会	いじめ防止等対策委員会	県教委SC・SSW	こども未来課	児童相談所	警察	医療機関
いじめの状況を報告	○								
対応方針等についての相談	○	○							
暴行、恐喝等が発生した場合	○				○		○	○	
生徒への心のケアが必要である場合	○		○		○				○
保護者と学校が対立している状態にある場合	○		○						
生徒の家庭環境に課題があると考えられる場合	○				○	○			
重大事態が発生した場合	○		○	○	○		○	○	○

**力 経過観察**

- ・いじめが解消したと思える事例でも、再発する可能性があるという意識をもち、観察を継続する。
- ・いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、継続的な観察とともに、教育相談等の面談を定期的に行う。
- ・学校から双方の家庭に、生徒の様子について定期的に報告する。
- ・双方の家庭へは、生徒の様子が変化した場合の学校への連絡を依頼する。
- ・必要に応じて、市教委へ報告を行う。
- ・進級したり進学したりする際は、記録を渡す等して情報を確実に引き継ぐ。

**(7) いじめの解消**

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件(ア)及び(イ)が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応

じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。
- 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## （8）いじめの防止等への取組の評価

学期末の生徒の自己評価、保護者・生徒・職員へのアンケートの三者比較とそれをもとにした学校関係者評価委員による学校評価で取組の評価を行う。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることの

ないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

## 5 重大事態への対処

### （1）重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合  
(ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかるらず、市教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する場合もある。)
- 生徒や保護者から申立てがあった場合

### （2）重大事態の調査

#### ア 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

- 学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- 調査の主体をどこに置くのか市教育委員会の判断を受け、市教育委員会と連携し調査等の措置を講ずる。

#### イ 調査を行うための組織について

- 学校が設置する調査組織は、学校いじめ対策組織を母体として 当該重大事態の性質に応じて市教育委員会の協力を得ながら適切な専門家を加える。
- この調査組織による調査は、可能な限り外部の専門家等を活用し、内容の公平性・客觀性・合理性を確保する。
- 市教育委員会に調査の主体を置く場合、市いじめ防止等対策委員会が調査を行う。

#### ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

- 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（どれくらいの期間）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - a いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
    - ・いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。
    - ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。
    - ・いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。
    - ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて市教育委員会、関係機関と適切な連携を図った上で対応する。
  - b いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
    - ・生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。
    - ・調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。
    - ・生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
    - ・いじめが、自殺の要因として疑われる場合の調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成26年7月）を参考とする。

## エ その他留意事項

- 重大事態については、市教育委員会の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりをもつ生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることがないよう、市教育委員会及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。
- 遺族の心情に配慮するため、第3者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

## （3）調査結果の提供及び報告

- 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者へ情報を適切に提供する。これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会及び学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に

十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

- 得られたアンケート結果については、いじめられた生徒及び保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒や保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。
- 学校は調査結果を、市教育委員会を通じて市長に報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

(4) 重大事態への対処の流れ

